

○農林水産省告示第三千三百七十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同法第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十九年十月十六日

農林水産大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

<p>五 複合肥料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の有効期間が三年であるもの</p> <p>肥料の種類</p>	(略)	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	<p>改正後</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>五 複合肥料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の有効期間が三年であるもの</p> <p>肥料の種類</p>	(略)	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	<p>改正前</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	

混合汚泥複合肥料(窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に次のいずれかを混合し、造粒又は成形したものをいう。

一 汚泥発酵肥料(次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。次号において同じ。)

ア し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、

混合汚泥複合肥料(窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に次のいずれかを混合し、造粒又は成形したものをいう。

一 汚泥発酵肥料(次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。次号において同じ。)

ア し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、

十二 汚泥肥料等 登録の有効期間が三年であるもの 肥料の種類	(略)	消化、脱水又は乾燥したもの イ 動物の排せつ物に凝集を促進する材料 (昭和二十五年六月二十日農林省告示百七十七号(特殊肥料等を指定する件)の別表に掲げる凝集促進材を除く。)若しくは悪臭を防止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの 二 動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰に限る。)及び汚泥発酵肥料)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十二 汚泥肥料等 登録の有効期間が三年であるもの 肥料の種類	(略)	消化、脱水又は乾燥したもの イ 動物の排せつ物に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの 二 動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰に限る。)及び汚泥発酵肥料)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>(略)</p>	<p>う。</p> <p>一 し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したものを濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの</p> <p>二 し尿に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの</p> <p>三 動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表に掲げる凝集促進材を除く。）又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの</p> <p>四 一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>五 一、二、三若しくは四に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p>
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>う。</p> <p>一 し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したものを濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの</p> <p>二 し尿又は動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの（新設）</p> <p>三 一若しくは二に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>四 一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p>
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	

附 則

この告示は、平成二十九年十一月十五日から施行する。